

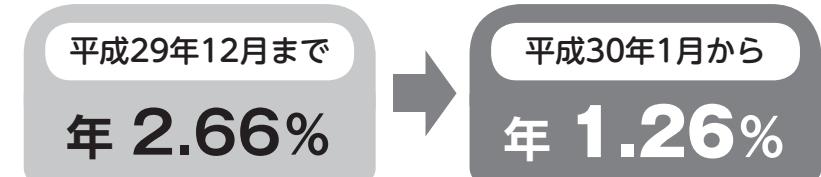
# 貸付利率が引き下げられました

貸付事業の財源として退職等年金経理(新3階部分)を活用することとし、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率(※)に応じて貸付利率が定められるよう、全国市町村職員共済組合連合会で示す貸付規則(準則)が改正されたことに伴い、埼玉県市町村職員共済組合貸付規則の改正を行うこととなりました。

この貸付利率の変更は、平成30年1月1日から下記の率が適用となり、新規貸付分だけではなく、既に貸付を行っているものについても適用されます。

利率変更に伴う既貸付金の詳しい償還表については平成30年1月下旬発行の「個別償還明細表」にてお知らせする予定としておりますので、ご確認ください。

- ※ 基準利率とは、国債利回りを基礎として、退職等年金給付にかかる積立金の運用状況及びその見通し等を勘案して、毎年9月30日までに地方公務員共済組合連合会の定款で定められる率。



貸付の種類等	変更後利率	現行利率
普通	1.26%	2.66%
住宅	1.00%	2.40%
特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)	0.93%	2.22%
在宅介護対応住宅	0.72%	1.72%
災害	0.64%	1.66%
激甚災害	0.63%	1.22%
東日本大震災にかかる特例		

